

令和8年度黒潮消防署航空機給油取扱所
保安監督及び日常点検等委託業務

特 記 仕 様 書

高 知 県

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、「令和8年度黒潮消防署航空機給油取扱所保安監督及び日常点検等委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 疑義等

- 1 本特記仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の協議により定めるものとする。

第3条 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除について

- 1 乙は、暴力団又は暴力団関係者から業務の実施に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 乙は、調査職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- 4 乙が不当介入の報告を怠った場合は、「高知県建設工事指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

第4条 情報の保持

乙は、本業務実施中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第5条 貸与品

本業務の実施に必要な高知県所有の報告書および資料等は、甲が乙に貸与する。貸与資料については、破損、滅失、盗難等の事故が無いよう十分に注意し、慎重に取り扱うものとする。また、業務完了後は速やかに返納すること。

第6条 業務内容

1 業務目的

黒潮消防署内の航空機給油取扱所（以下「給油所」という。）の保安監督業務及び日常点検等の維持管理・運用に関する業務を適切に行うことにより、給油所を良好な状態に保ち、施設の初期の性能を維持するとともに、安全にヘリコプターが給油できる状態を確保することを目的とする。

2 業務内容

（1）黒潮消防署内航空機給油取扱所予防規程

乙は、業務を行うにあたり、黒潮消防署内航空機給油取扱所予防規程（以下「予防規程」という。）を遵守しなければならない。

（2）業務計画書

乙は、契約後直ちに必要な事項を定めた業務計画書を作成し甲に提出しなければならない。業務計画書は、次の項目により作成すること。

- ア 点検予定表
- イ 業務体制図
- ウ 緊急時の体制

(3) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 業務内容

乙が行う業務は、次のアからコを基本とするが、詳細は甲乙協議の上、決定する。

ア 保安監督業務

(ア) 危険物保安監督者の選任

乙は、消防法第 13 条第 1 項に基づき、危険物取扱者試験に合格し都道府県知事から危険物取扱者免状の交付を受けている者のうちから危険物保安監督者を 1 名選任し、甲に届け出ること。届け出た危険物保安監督者を履行期間の途中で変更することは、原則として認めない。

ただし、危険物保安監督者の退職又は疾病による休暇等、真にやむ得ないと認められる場合はこの限りではない。

なお、乙の名称及び危険物保安監督者の氏名を給油所に提示すること。

(イ) 危険物保安監督者の業務等

危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、予防規程に定める責務を負う。

イ 給油所の日常点検及び定期点検

乙は、別表に定める日常点検（毎週）及び定期点検（毎月及び 6 箇月）を実施すること。

なお、日常点検（毎週）については、航空機の運航計画が事前に把握できた場合は、航空機が給油所にて給油する当日の朝実施すること。運行計画が把握できない場合及び 1 週間以上の期間給油が無い場合は、1 週間ごとに最低 1 回は実施すること。

ウ 法定点検

消防法第 14 条の 3 の 2 に基づく点検を、年 1 回実施すること。点検の実施時期は甲乙協議による。

エ 臨時点検

黒潮消防署近辺で風水害又は地震などの自然災害が発生した場合は、甲の指示により臨時点検を行うことがある。臨時点検の項目、内容は日常点検（毎週）と同様とする。

オ 給油所非常用電源の定期運転及び給油

給油所非常用電源の試運転を毎月 1 回実施し、必要に応じて給油を行うこと。

カ 大雨、台風等緊急時の設備対応

大雨、台風等が予測される時は、雨水が逆流しないよう甲が別途指示する排水溝等の点検清掃を行う。また、大雨、台風等の後は、排水溝の汚損、破損等の状況を確認し、その結果を甲及び黒潮消防署に報告すること。

キ 設備機器等の点検整備、官公庁検査等への立会等

甲が別途委託するタンクや配管機器等の設備機器に係る法定検査等（自主

検査含む)や突発的な保守・修理業務等について、乙は必要に応じて点検整備及び検査等に立ち会うこと。

ク 導電率計の校正

航空機燃料の導電率の測定に使用する導電率計について、年1回の校正を行うこと。

ケ 消耗品等の購入・補充

当該点検にあたって必要となる消耗品等について、随時、購入・補充を行うこと。

コ その他、甲乙協議により、必要と認められる業務。

(5) 業務の実施要領

ア 作業内容

本仕様書における日常点検及び定期点検は、別途甲が作成する「作業マニュアル」に従って実施し、所定の記録簿を作成する。点検項目、内容については必要に応じて甲乙協議の上、業務の改善、効率化を図る。

イ 基本要領

(ア) 関係法令及び保安関係規定を遵守し、機器を常に正しい状態で運転するとともに、給油所の初期の性能を維持する。

(イ) 給油所の劣化等を確認した場合は、同様の劣化が予想される箇所についても確認を行う。

(ウ) 運転効果とその機能を監視し、設備の機能を常に良好な状態に保つとともに、予防保全により事故の防止又は異常の早期発見を行う。

(6) 記録・報告

記録・報告の様式などの詳細は甲乙協議の上、決定する。これには設備管理の場合の他の委託業務受託者が行う保守点検業務への立会の記録等、業務内容全般を含む。

(7) 契約の変更

本業務を遂行する上で本仕様書の変更が必要と甲が判断した場合は、甲乙協議の上、本仕様書を変更し、契約の変更を行う。

また、臨時点検を行った場合など、業務内容に多寡が生じた時は、甲乙協議の上、契約金額の変更を行う場合がある。

(8) 報告書作成

本業務により実施した点検等の結果及び作業簿等を報告書として取りまとめること。

3 成果品

(1) 納品成果

報告書 1 式・・・・・・・・・・1 部

(2) 成果品の納入

ア 業務が完了したときは、乙は、速やかに完了届を甲に提出すること。また成果品を納入し、甲の検査を受けるものとする。

イ 成果品の納入場所は、高知県危機管理部危機管理・防災課とする。

(別表)

点検項目表

時期	点検内容	場所
毎週	検水装置（クイックフラッシュ装置）を使用した燃料検査（水分（シェル製ウォーターディテクター）、夾雑物）	ポンプ室
	払出しユニット部アクアコンフィルター中央（水抜き）、アクアコンフィルターIN側ドレン、アクアコンフィルターOUT側ドレン及びピストルノズルドレンからの燃料検査（水分（シェル製ウォーターディテクター）、夾雑物）	ポンプ室（払出しユニット）
	オイルリークモニター、燃料残油量、各機器の目視点検	ポンプ室
	（ホース・安全継手） ・ホースの亀裂、変形、損傷 ・安全継手の油漏れ、変形、損傷、異常な隙間 （スィベルジョイント、ノズル） ・油漏れ、先端部の変形、損傷、ゆるみ、つぶれ （その他） ・払出しユニット室内の油漏れ ・ホースリールケース等の状態 ・油配管 ・消火器	ポンプ室
	航空機燃料の導電率及び油温の測定	ポンプ室
	油水分離槽の点検（油の有無）	
毎月	ピストルノズル、ノズルスクリーン分解点検、アースコードの状態、ミリポア色相試験	ポンプ室（払出しユニット）
	地下タンクリークモニター作動確認	
	・払出しユニット全般 ・油水分離槽の点検（適切な処理） ・建物周辺（ポンプ室） ・消火設備	

時期	点検内容	場所
6 箇月	・ 舗装（タンク上部も含む）の亀裂、損傷 ・ 防火塀の亀裂、損傷、傾斜等 ・ 通気管の金網の目詰まり、腐食、損傷等 ・ 看板類の取付け状態の損傷、危険性 ・ 照明器具類の破損、損傷、危険性 ・ 消火器の破損、変形、ひび割れ及び腐食等 ・ ローリー用アース装置の破損、変形、断線 ・ ミリポア重量試験	施設全体
臨時	毎週行う項目と同様	
点検時	点検記録簿への記載	